

# 寄付者の“思い”と“公益”の狭間で —アメリカの公益信託における委託者の当事者適格から—

専修大学法学部准教授 高橋 脩 一

## — 目 次 —

はじめに

### I. 公益信託における当事者適格

- A. 信託の基本構造
- B. 当事者適格

### II. 公益信託における当事者適格の近年の展開

- A. 司法長官の役割とその問題点
- B. 寄付者への当事者適格付与とそこでの考え
- C. 当事者適格拡大に対する慎重論

はじめに

「チャリティ」といった言葉を聞いてどのような印象を持つだろうか。社会において困った人に無償で資産を投じる「善行」を想像するのではないだろうか。オックスフォード英語辞典に拠れば、“charity”という単語はキリスト教の同胞愛に由来するとされ、人類愛を意味する。公益信託の文脈では、“charity”だけでなく、寄付（donation）や慈善（philanthropy）といった「善行」を連想させる美しい言葉が並ぶ。そもそも「信託」は、“trust”＝「信頼」という言葉によるものである。

アメリカで公益信託（charitable trust）は、特定の公益目的（charitable purpose）のた

### III. 考察：公益信託の課題とは？

- A. 公益信託の課題：「信頼ままならない世界」で公益への資産利用はどう促進すべきか？
- B. “思い”と“公益”の関係：支配と慈善は両立するのか？
- C. 公益信託における寄付者と受託者の関係性：契約的理解に対する疑問

おわりに

めに、財産を贈与したり寄付したりする場合に成立する<sup>(1)</sup>。たとえば、新型コロナウイルスのワクチン研究という目的のためにA大学に寄付をする場合、公益信託が設定されることになるだろう<sup>(2)</sup>。

現在日本では、公益信託法の改正が議論されている。その中間試案では、美術品などを公益信託で管理しやすくする改正案が盛り込まれている<sup>(3)</sup>。展示などによる文化芸術の普及向上を目的として、公開や保存のために美術品を美術館に信託することなどが念頭に置かれている<sup>(4)</sup>。

美術品といったモノの場合、寄付をする人は自分が所有していたそのモノに、強い愛着や思い入れを持っている場合が多いのではないだろうか。また、金銭を信託財産とする場合であっても、特定の目的のために寄付する

場合、何らかの“思い”があるからこそ、寄付をするのではないだろうか。

そうなると、こうした寄付者の“思い”に対応することが求められる。そういった寄付者の“思い”が踏みにじられた場合、つまりは受託者に裏切られた場合、寄付をした者はどうすることができるのだろうか。

本稿は、公益信託における委託者の当事者適格という問題から<sup>(5)</sup>、アメリカの公益信託の文脈で、寄付者の“思い”がどのように取り扱われてきたのか考察する。そしてそこから、公益信託の課題について明らかにしようとするものである。

こうした問題について本稿は、信託リステイトメントの第2版・第3版、及び現在策定中の公益非営利組織 (charitable nonprofit organizations) に関するリステイトメントの暫定草案における議論<sup>(6)</sup>、さらにはこれらのリステイトメントで取り上げられている代表的な判例を分析することから検討を行う。

## I. 公益信託における当事者適格

本章では、信託の基本構造を確認した上で、公益信託の執行に関する訴訟を提起する当事者適格について、その伝統的な考え方について見る。

### A. 信託の基本構造

#### 1. 私益信託

公益信託の前に、まずは一般的な信託 (私益信託: private trust) の定義を確認しておこう<sup>(7)</sup>。信託リステイトメント第2版は、信託について次のように定義している:「信託は、・・・財産に関する信認関係であり、当該財産に権原 (title) を有する者を他者の利益のために当該財産を処理するエクイティ上の義務に服させるものである。こうした関係は、それを設定する意図の表明の結果として生じる<sup>(8)</sup>。」

こうした説明から、基本において信託で

は3人の登場人物があることがわかるだろう<sup>(9)</sup>。信認関係を軸に、それを設定する意図を表明する人、当該財産に権原を有する者、そしてその財産の利益を得る「他者」である。これら3人はそれぞれ、①設定者 (settlor)、②受託者 (trustee)、③受益者 (beneficiary) と呼ばれる。①設定者は信託を設定する人、②受託者は信託された財産 (信託財産: trust property) を保持する人、そして③信託として保持される財産から利益を受ける人が受益者 (beneficiary) である<sup>(10)</sup>。

設定者が意図を表明するものを信託条項 (terms of trust) といい、受託者は当該信託の信託条項によって課された義務を負い<sup>(11)</sup>、それに加えて信認関係の性質に由来する義務も負う<sup>(12)</sup>。典型的には、設定者が信託財産を受託者に譲渡し<sup>(13)</sup>、受託者は信認関係の下、信託条項によって設定されたところに従って受益者のために当該財産を管理するのである。

財産を保持する者とその財産から利益を受ける者が異なっており、信託においては信託財産に関して2つの異なる利益が観念される<sup>(14)</sup>。通常、受益者はエクイティ上の利益 (equitable interest) を有し、受託者はコモン・ロー上の利益 (legal interest) を有するとされる<sup>(15)</sup>。

#### 2. 公益信託

これに対して公益信託は、信託リステイトメント第2版において次のように定義されている:「公益信託は、それを設定する意図の表明の結果として生じる、財産に関する信認関係であり、当該財産を保持する者を、公益目的に当該財産を処理するエクイティ上の義務に服させるものである。」

先の私益信託と比べてみると、設定者の意図の表明によって設定され、受託者が信認関係のもとで財産を管理する義務を負うという点は共通である<sup>(16)</sup>。

一方で、私益信託にはその存在が前提とさ

れていた受益者となる「他者」が、公益信託では想定されていない。私益信託の場合は確定可能な受益者が必要となるが<sup>(17)</sup>、公益信託の場合は特定された受益者の存在は必要とされおらず、通常それが存在しない<sup>(18)</sup>。つまり、受託者は特定の誰かとの間に信認関係を持つわけではないのである<sup>(19)</sup>。

一方で、公益信託の場合には、信託財産は社会の利益となる「公益」目的を達成するために提供されなければならない<sup>(20)</sup>。私益信託の場合は、(違法でない限り)いかなる目的であっても設定可能であるが<sup>(21)</sup>、公益信託の場合には、違法でないことに加えて<sup>(22)</sup>、公益目的である必要がある。

公益目的として信託リステイメントは、「貧困の救済」、「教育の発展」、「宗教の発展」、「健康の促進」、「政府や地方自治目的」、「その他、コミュニティに資する目的」を列挙している<sup>(23)</sup>。最後の要素からもわかるように、上述の「貧困の救済」や「教育の促進」などはあくまでも例示であって、コミュニティに資する同様の性格を持った目的も広く「公益目的」とされる。いかなる事柄が公益目的となるかは時代や場所にもよるため、定まった基準があるわけではない。その内容は柔軟に捉えられている<sup>(24)</sup>。

なお、公益信託においては、信託財産は公益目的で提供されなければならない一方で、信託を設定する委託者がいかなる動機によって財産を提供するのかが問題とならない<sup>(25)</sup>。公益信託の場合も委託者は信託条項によって、当該信託財産を一定の公益目的のために利用するよう条件を付すことができる<sup>(26)</sup>。こうした条件が実行不可能になった場合には<sup>(27)</sup>、当該信託は失効 (fail) し、当該財産は委託者へと復帰することもある<sup>(28)</sup>。

### 3. 公益信託における裁判所の役割：信託違反に対する救済

信託に関しては、その成り立ちから裁判所が重要な役割を果たしてきた。信託はその起

源において、委託者が有する財産に関する権原を、受益者のために使うよう信託して、受託者に譲渡するということが行われたことに由来する。この場合、財産に対する権原は、形式的には受託者に移転しているため、受託者がその財産を我が物として処分したとしても、形式的な判断を行うコモン・ロー裁判所は救済を与えなかった。しかし、そうした「信託に対する受託者の裏切り」に対し、大法官が救済を与えることで成立してきたのが「信託」であった。大法官のもとで成立してきたエクイティ裁判所の後見的な役割こそが、信託の発展に大きな役割を果たしてきたのである<sup>(29)</sup>。

公益信託に関しても、裁判所の後見的な役割が重要である。現在においても、公益信託の最終的な監督権限は裁判所にあるとされる<sup>(30)</sup>。裁判所は多くの役割を担っており、上述の公益目的を判断するのも裁判所の役割である。さらには、信託財産が提供された目的を修正するシープレーと呼ばれる手続や<sup>(31)</sup>、信託条項からの逸脱を認めるよう求める手続に関しても<sup>(32)</sup>、最終的に決定するのは裁判所の役割となっている。

そして、受託者がその義務を果たしているかどうかを判断するのも、裁判所の役割である<sup>(33)</sup>。先にも述べたように、公益信託において、委託者は一定の公益目的のために信託財産を利用するよう条件を付すことができる。受託者がそうした条件に従わない場合についても、その矯正には裁判所の関与が必要になる<sup>(34)</sup>。

### B. 当事者適格

裁判所は自ら監督権限を行使することも可能とされるが<sup>(35)</sup>、通常は誰かが裁判所の関心を得るために訴訟を提起することが必要となる<sup>(36)</sup>。では、一体誰が訴訟を提起することができるのだろうか。

### 1. 当事者適格の一般的要件

たとえ違法行為があったとしても、それだけで訴訟が可能となるわけではない。訴訟を提起する者には当事者適格 (standing (to sue)) がなければならない<sup>(37)</sup>。当事者適格は、司法権行使の前提となるものであり、これを欠く場合はその裁判所は当該事案に管轄権を及ぼすことができない<sup>(38)</sup>。つまり、たとえ実際に重大な違法行為があろうと、それとは関係なく当事者適格の有無は判断され、訴訟を提起した者にそれがなければ、そもそも本案の審理に進むことができないのである。

アメリカは連邦制をとっており、裁判所も連邦と各州それぞれに存在し、それぞれが異なったシステムとなっている。それぞれの法域において司法権をどのように設定するかは、各法域の問題であり、そのあり方については法域ごとに異なる。そのため当事者適格の具体的な内容についても、連邦裁判所そして各州の裁判所でそれぞれ異なっている。

そのため、あくまでも1つの例ということになるが、連邦裁判所の当事者適格について見てみよう。連邦裁判所の司法権の範囲は、連邦憲法第3編により「事件または争訟 (= 具体的争訟)」に限定されている。こうした制約の中で連邦裁判所がいかなる事件に司法権を行使できるのか、それを決定するのが司法判断適合性 (justiciability) に関する法理である。当事者適格はその内の1つの要素とされ、特定の人がある事柄について裁判所に裁定を求め提訴するのに適切な当事者であるかを決定する機能を果たす。

連邦裁判所で当事者適格を示すために原告は、主張する被告の違法行為に公正に帰すことができ、請求している救済によって矯正されるであろう個人的な損害を立証しなければならない。ここから、憲法上最低限必要となる3つの要素が導き出される：1. 事実上の損害 (injury in fact)、2. 帰着可能性 (traceability)、3. 救済可能性 (redressability) という3つの要素

である<sup>(39)</sup>。その中でも特に重要なのが事実上の損害 (injury in fact) であり、原告は自らが、①具体的且つ個別的 (concrete and particularized) で、②憶測や仮想ではない現実の、または切迫した (actual or imminent, not conjectural or hypothetical)、法的に保護される利益の侵害を被ったことを示さなければならない。

また、州裁判所における当事者適格についてニューヨーク州のそれを見てみると<sup>(40)</sup>、同州の判例は次のように述べている：「当事者適格を立証するための一般的な要件として、当事者は自らが当該訴訟を遂行するのに具体的な利害 (concrete interest) を有していることを保証するために、事実上の損害 (injury in fact)、つまりは裁判される事柄に関する現実の利害 (actual stake) を示さなければならない、裁判所はその面前に司法判断適合的な争訟を有していなければならない<sup>(41)</sup>。」

このように、当事者適格についてはある程度共通して見られる要素として、「具体的な利害」というものがある。訴訟を提起している当事者に対して具体的な利益の侵害がない限り、たとえ重大な問題が提起されていようとも、その当事者には当事者適格が認められない。これを別な角度から言えば、当事者適格が認められなければ、たとえ実際に違法行為が行われていたとしても、その訴訟を通じて当該違法行為を矯正することができないことを意味する。

### 2. 私益信託における当事者適格

では、受託者による信託条項違反を訴える当事者適格は、通常誰に認められるのか。上述のように、当事者適格は当該訴訟に「具体的な利害」を有する者にのみ認められる。つまり信託違反に関する訴訟においても、その信託違反に「具体的な利害」を持つ者のみが当事者適格を有することになる。

信託の基本構造に関する部分で見たよう



に、私益信託の場合、信託財産にはコモン・ロー上の利益とエクイティ上の利益が觀念され、前者は受託者が有するが、後者は受益者が有する。そのため、受託者に信託違反があれば、受益者はそのエクイティ上の利益が害されることになるので、「具体的な利害」があるとして信託違反を訴える当事者適格が認められる。

一方で委託者は、信託財産の譲渡によってコモン・ロー上であれエクイティ上であれ、自らには何らの利益も残っていない<sup>(42)</sup>。そのため私益信託の委託者は、自らが設定した信託に関する違反があったとしても、「具体的な利害」はないとして、伝統的に当事者適格を認められてこなかった<sup>(43)</sup>。

実際に信託リステイトメント第2版は、私益信託の場合について、受益者とその代理人のみが、受託者に対する信託を執行するための訴訟を提起できるとしている<sup>(44)</sup>。また、信託リステイトメント第3版も、私益信託に関して、信託の執行に関する当事者適格を受益者や共同受託者等に認める一方で<sup>(45)</sup>、委託者についてはその地位に基づいた当事者適格を明示的に否定している<sup>(46)</sup>。

### 3. 公益信託における当事者適格

では、公益信託の場合の当事者適格はどうかであろうか。もちろん、公益信託の場合であっても、司法権行使の前提としての当事者適格が満たされなければ、その者は訴訟を維持することはできない。そして、当該当事者に当事者適格が認められるためには、先に示した一般的な要件である、当該訴訟に関する「具体的な利益」という要件が満たされなければならない。つまり、公益信託に関する当事者適格の問題は、言い換えれば、公益信託において誰にその執行に関する「具体的な利害」があるのかという問題といえる。

伝統的に公益信託に関する当事者適格の場合、「具体的な利害」という一般的な要件に加え、さらなる具体的な要件が設定されてき

た。それによって特定の立場の人に当事者適格が限定されてきたのである<sup>(47)</sup>。こうした制限の中で、公益信託の執行に関して当事者適格が認められてきたのが、(州の)司法長官であった。

#### (i) 公益信託の執行における司法長官の役割

公益のために提供された資産の利用に関し、その保護を目的とした訴訟を提起する権限は、伝統的に司法長官に委ねられてきた<sup>(48)</sup>。こうした司法長官の役割の起源は、古いイングランドの判例法にも遡るとされ、公益信託に対する国王の権限に由来するという<sup>(49)</sup>。現代のアメリカでは、多くの州の制定法によって、公益信託を執行するための訴訟を提起する権限が司法長官に付与されている<sup>(50)</sup>。

では、現代において、そうした権限を司法長官に認める理由としてどのような考えがあるのだろうか。カリフォルニア州の判決は次のように述べている：

「公益信託の受益者は、私益信託の受益者とは異なり、通常限定されておらず、そのため自らのために当該信託を執行することができない。訴訟の負担を引き受ける者や信託または公の利益を適切に代理できる者は通常いないので、司法長官には公の代表として、公益団体を監督する権限が付与されてきた<sup>(51)</sup>。」

この記述からは、明確に分けて考えられてはいないけれども、司法長官に権限が委ねられるのには2つの側面があることが見えてくる。1つは受益者の代理としての側面、もう1つは公の代表としての側面である。

先に述べたように、公益信託の特徴は、私益信託の場合には限定される必要のあった受益者が特定されている必要のない点にあった。私益信託の場合、信託違反があれば、受

益者は自らの利益を害される可能性がある。そのため、受益者には受託者が信託違反を行わないか常に目を光らせ、場合によっては訴訟を提起することも期待できるであろう。

しかし、公益信託の場合、受益者は「公」であって、特定された誰かではない<sup>(52)</sup>。そうすると、一方で誰でもが訴えることができるということになってしまい、あまたの訴訟が提起されることにもなりかねない。

また他方で、世間一般の権限は誰の権限でもないということにもなりかねない。受益者は社会の全員といわれても、公益信託による各人への利益は、通常目に見えるほどではないだろう。さらには、全員の権限ということは、自分でその権限を行使せず誰かが行使するのにフリーライドした方が得策ともいえ、そうなれば結局は誰も執行しなくなってしまいかねない<sup>(53)</sup>。このように受託者の行為を監視する受益者がいないことから、司法長官には受益者の代理として当事者適格が認められるのである<sup>(54)</sup>。

受益者の代理という考えは判例の中にも見出すことができる<sup>(55)</sup>。たとえば、2009年のミズーリ州の判決は、公益信託を含む公的慈善団体に関する司法長官の権限について、「司法長官は公一般を代表するので、受益者すべて（公的慈善団体にとっては、それは世間一般を意味するわけだが）の代理として、公益的寄付の条件を執行することができる<sup>(56)</sup>（強調付加）」としている。また、ニューヨーク州の判決も、「一般的なルールは、単に公益信託の受益者になり得る者や受益者となり得る集団に属する者は、当該信託の執行を求めて訴え出る権利を持たないというものである。その代わりに、司法長官が公益目的の財産処分の受益者を代理する制定法上の権限及び義務を有するのである（強調付加）」と述べている<sup>(57)</sup>。

しかし、受益者の代理が必要だからといって、なぜそれを司法長官が務めるのだろうか。それは司法長官が公の代表としての側面

を有するからといえる。信託リステイトメント第2版は、司法長官の権限に関して、「コミュニティは公益信託の執行に利害を有するので、公益信託を執行するための訴訟は、当該公益信託が管理されている州の司法長官によって提起されうる」としている<sup>(58)</sup>。

このように、①受益者の代理が必要となる公益信託において、司法長官は②公益を体现するコミュニティの代表として、それを執行する訴訟を提起する権限が付与されてきた。受益者の代理と公の代表という2つの側面の結節点が、司法長官だったのである。

#### (ii) 公益信託の執行における委託者（寄付者：donor）の当事者適格

公益信託の執行に関する訴訟の当事者適格について、伝統的な立場は、上記司法長官の権限を排他的なものとしてきた。つまり、公益信託の執行のための訴訟を提起することができるのは、司法長官のみであった<sup>(59)</sup>。たとえば2009年のミズーリ州の判決は、「コモン・ローにおいては、司法長官のみが公益的贈与の条件を執行する当事者適格を有していた」としているし<sup>(60)</sup>、2015年のユタ州の判決でも、「一般的なコモン・ローのルールのもとでは、寄付者ではなく司法長官のみが、完了した公益的贈与の条件を執行する当事者適格を有する」としている<sup>(61)</sup>。

これは言い換えれば、公益信託の委託者（寄付者）には、伝統的に当事者適格が認められてこなかったことを意味する。その理由としては、たとえ寄付に付した条件が守られなかったとしても、そのことに関して当該寄付者には何らの「具体的な利害」もないと考えられたためであった<sup>(62)</sup>。先に見たように、公益信託の場合と同様、公益信託の場合も、信託財産の譲渡（寄付）を完了すると、委託者には当該信託財産に対する何らの財産権も残らない。そのため、たとえ当該信託が適切に執行されなかったとしても、寄付者には何らの「具体的な利害」もないと考えられたので

ある。

しかしながら、寄付者には自らが付した条件を守ってもらうという利害があるのではないだろうか。寄付者は自らの寄付に条件を付すことができ、その条件に従ってもらう利益があるとされる<sup>(63)</sup>。だからこそ、その条件を執行するための訴訟を提起する権限が司法長官に認められているのであった<sup>(64)</sup>。寄付をする際に寄付者が持っていた“思い”といったものはどうになってしまうのだろうか。

裁判所は、寄付者にこうした“思い”があることは認めながらも、それを「具体的な利害」とは認めてこなかった<sup>(65)</sup>。1955年のアイオワ州の判決は、大学に対する寄付に関して次のように述べている：

「原告が当該大学に対して有する唯一の利害は心情的な (sentimental) ものもであって、その目的がどんなに賞賛に値するものであっても、裁判所の助力を得るための基礎としては不十分である。法が認めるような金銭的その他の利益 (financial or other advantage) が当該信託の執行によって原告に生じるわけではない。それに、原告は訴えている事柄により、いかなる金銭的損失 (financial loss) も被っていないのである。社会の一員として当該信託の執行から利益を得るかもしれないという事実だけでは、訴える権利は認められない<sup>(66)</sup>。(強調付加)」

このように、当事者適格の前提として必要となる「具体的な利害」として認められるのは、あくまでも金銭的な利害であって、寄付者の“思い”というものは、それに足る位置づけを与えられてこなかったのである。

## Ⅱ. 公益信託における当事者適格の近年の展開

こうした伝統的な立場に対し、公益信託の

執行に関する訴訟の当事者適格は、近年どのように変化しているのだろうか。そしてそうした変化 (あるいは変化していない) 背景には、一体どういった考えがあるのだろうか。

### A. 司法長官の役割とその問題点

伝統的に排他的とされてきた司法長官の権限であるが、近年それは排他的ではないという点が強調されているようになってきている<sup>(67)</sup>。では、なぜ司法長官の権限を排他的とすることに疑問が呈されるようになったのであろうか。これについては、先に指摘した司法長官が持つ2つの側面 (①受益者の代理、②公の代表) それぞれに対応した理由が主張されている。

#### 1. 受益者の代理としての司法長官の役割に関する問題点

①受益者の代理としての司法長官の役割に関しては、その執行不足が指摘されてきた<sup>(68)</sup>。私益信託の受益者と違い、司法長官は公益信託を執行するインセンティブに乏しい。私益信託の受益者は、まさに自らの利益がかかっているため、受託者によって信託違反がなされてないか監視し、場合によっては訴訟を提起するインセンティブをもつ。しかし、司法長官は公益信託の執行に関し、私益信託の受益者のような具体的な利害を持つわけではない。そのため、執行活動に適切に取り組まない可能性がある<sup>(69)</sup>と主張される。

また、司法長官は資源不足などさまざまな制約によって、適切な執行活動ができないとの指摘もある<sup>(70)</sup>。私益信託の受益者は、まさに自らが受益者となっている信託のみに注力すれば良いけれども、司法長官は1つの公益信託だけを見るわけにもいかず、しかも公益信託の監督以外にも多くの役割がある。そのため、公益信託の執行に関して、受益者のようなきめ細かな対応ができるほどの資源を投入することは不可能である<sup>(71)</sup>。実際、アメリカにおいても、公益信託の執行を行う人

員はわずかしかないともいわれる<sup>(72)</sup>。

## 2. 公の代表としての司法長官の役割に関する問題点

②公の代表としての役割に関して、司法長官の執行活動が必ずしも「公益」に合致するものではない可能性が指摘されている。政治的に選出される司法長官による執行活動は、その政治的な動機によって歪められる可能性があるというのである<sup>(73)</sup>。たとえば、ある公益信託が専らその地域に工場を有する大企業の株を有しているといった場合に、信託を監督する立場からすると司法長官は、当該公益信託にその株を売却して分散投資をさせた方がよい。その一方で、当該公益信託がその企業の株を売却した場合、新たな株主が工場を移転してしまい地元の雇用が失われてしまう可能性もあるため、地元の反対運動も鑑みれば、再選を目指す観点から当該公益信託に株の売却をさせない方がよいといったことも起りうる<sup>(74)</sup>。

## 3. 「特別の利害関係 (special interest) を持つ者」という例外

こうした問題意識から、司法長官以外にも<sup>(75)</sup>、当該公益信託に対して「特別の利害関係」を持つ者に、例外的に公益信託の執行に関する訴訟を提起する権限が認められるようになってきた<sup>(76)</sup>。そしてその「特別の利害関係」を持つ者の1つとして、公益信託の委託者 (= 寄附者) に当事者適格が認められるようになってきたのである<sup>(77)</sup>。

## B. 寄附者への当事者適格付与とそこでの考え

では、一体どういった場合に、委託者に対して当該公益信託の条件を執行するための当事者適格が認められるのだろうか。言い換えれば、どういった場合に委託者が「特別な利害関係」を持つ者になるのかという問題である。

### 1. 権利が留保されている場合

委託者に当事者適格が認められる場合として、委託者が権利を留保している場合がある<sup>(78)</sup>。たとえば、公益信託の委託者が信託条項において自らに当事者適格を留保している場合である。こうした権限を留保することにより、委託者は当該信託の執行に特別の利害関係を持つことになることとされ、当事者適格が認められる。信託リステイメント第3版のコメントは、「公益信託の条項は、当該信託を執行する権限、受託者を監督・助言する権限、そして当該信託の条件を変更する権限さえ、委託者・・・に留保することができる。この種の明示的な権限は、当該権限の保持者に対し、当該公益信託を執行する特別の利害を、したがって当事者適格を付与する・・・<sup>(79)</sup>」と述べている。また、非営利組織リステイメント草案も、こうした権限留保の場合に当事者適格が認められることにつき、ほとんど議論の対象とさえなっていないと指摘している<sup>(80)</sup>。

さらに、寄付の条件に従わなかった場合に、譲渡した財産が寄附者に復帰するような場合にも、寄附者に当事者適格が認められる<sup>(81)</sup>。この場合も、寄附者は当該財産に対して復帰権という権利を有し、利害関係を保持していると考えられるためである。

### 2. 委託者という地位に基づいた当事者適格

上述のように、条件に従わなかった場合に財産が委託者に復帰する場合や、委託者が当事者適格を留保している場合は、委託者に権利が残っており、当該信託に「具体的な利害」があるといえる。しかしながら、近年の考え方では、委託者が何らの権利を留保していない場合であっても、委託者には委託者としての地位に基づき当事者適格が認められるようになってきている。

こうした考えを端的に示しているのが、信託リステイメント第3版である。「公益信



託の委託者は、当該信託の公益目的の運用に特別の利害を有している。したがって、財産的利益や権限を保持していなくとも、委託者は公益信託を執行する当事者適格を有する・・・(引用省略)<sup>(82)</sup>」と規定している。

また非営利組織リステイトメント草案も、公益信託の委託者にその地位に基づいた当事者適格を認める立場を取っている。同草案は、寄付者への当事者適格を制限する伝統的な考えが21世紀の始まりとともに緩んできたと指摘し、その結果として現在では多くの州がその地位に基づき、寄付者に当事者適格を認めるようになっていくとする<sup>(83)</sup>。およそ4分の3の州及びコロンビア地区において、留保の有無にかかわらず、寄付者に信託目的や管理条件 (administrative terms) を執行する当事者適格を付与する法律が制定されているとも報告している<sup>(84)</sup>。実際に、たとえばオレゴン州の法律は、「法や信託文書 (trust instrument) によって認められた者に加え、公益信託の委託者は、当該信託を執行する手続を維持することができる」と規定している<sup>(85)</sup>、アイオワ州の法律も端的に「委託者は、当該委託者によって設定された公益信託を執行する訴訟を維持することができる・・・」と規定している<sup>(86)</sup>。

### 3. 寄付者に当事者適格が認められるようになった理由

このように、その地位に基づいて委託者に当事者適格を認めるようになったのには、大きく分けて2つの理由がある<sup>(87)</sup>。

1つ目は、特に司法長官との比較の中で、委託者こそが自らが設定した公益信託の執行に「関心」を持つということが主張されている。委託者は、自らの寄付がその目的に沿って利用されることに利害を持つし、自らの意図が忠実に執行されることに警戒を怠らなからうから、司法長官よりもその寄付の執行に関して関心を持つというのである<sup>(88)</sup>。つまり委託者は、司法長官の過小な執行活

動を補う存在として考えられているのである<sup>(89)</sup>。実際に判例においても、委託者の当事者適格を認めるときに、司法長官が信託の条件違反行為を通知されたにもかかわらず適切な行動を起こさなかったことを指摘している場合がある<sup>(90)</sup>。

また2つ目として、委託者が執行に関して持つ「関心」が、「適切」なものであるということが主張される。先にも述べたように、公益信託に対する寄付について、執行されるべきは委託者の意図であった。その意図に関し、委託者は司法長官よりも当然よく知っている。したがって、委託者の方が寄付の意図に沿った執行を行うことが可能であるというのである。それに委託者は、訴訟によって何らの金銭的な利益を得る可能性もない。単に自らの寄付の意図を執行しようとするだけであって、当該寄付に無関係の当事者が起こすような嫌がらせ的な訴訟を提起する可能性は低いとも主張されている<sup>(91)</sup>。

### 4. 「心情的な利害」の「具体的な損害」としての認定

しかしながら、上述した理由から、委託者が自らが設定した公益信託を執行する訴訟を行うことが「望ましい」としても、それだけで当該訴訟の遂行が認められるわけではない。裁判所が司法権を行使する前提として、その当事者に当事者適格が認められなければならない。そしてそのためには、先に述べたように「具体的な利害」といった要件を満たす必要がある。

先に見たように、旧来の考えでは、公益信託の委託者は、財産的権利をすべて譲渡してしまっているため、当該公益信託に対して財産的利害を持たない。委託者が当該公益信託に対して有するのは、単に「心情的な利害」だけであり、それは当事者適格の要件である「具体的な利害」を満たすものではないとされてきた。

しかしながら、信託リステイトメント第3

版のコメントは、次のように述べている：「生存している委託者が、指定された信託目的が実行されるという期待 (*expectation*) を有しているのは明らかであり、少なくとも通常の場合において、その履行に『特別』の利害を有する（強調そのまま、引用省略）<sup>(92)</sup>。」このようにリステイトメントは、委託者が有する「期待」といった心情を、当事者適格を基礎付ける要素として認めるようになっているのである。

判例も、寄付者が持つ「名誉心」といった心情を、当事者適格付与の基礎たる「具体的な利害」として認定するようになっている。この点に関してリステイトメントでもしばしば取り上げられるニューヨーク州の *Smithers* 判決は次のように述べている：

「・・・寄付者が特定の慈善組織や人類に対する貢献者として自らの名を末永く刻もうと望むことは、決して利己的な望みではない。こうした望みは人間の本質の中に深く刻まれたものであり、この手の性格の寄付においては効果的な動機なのである。寄付者の名声が長く続くこともまた確かに、その寄付者が遺産に関して有する深い関心事である。我々は、寄付者と司法長官が有する、別個ではあるが関連した利益が、受益者の代理としてそうした贈与を執行する司法長官の当事者適格と同時に寄付者に対しても自らの贈与の条件を執行する当事者適格を付与し続けることによって、最も適切に達成されると結論づける<sup>(93)</sup>。（引用等省略）」

##### 5. 寄付の促進という政策的根拠

では、金銭的利害とは異なり、抽象的な「期待」といった「心情的な利害」を「具体的な利害」として認めるようになった背景には、どのような考えがあるのだろうか。委託者に当事者適格を認める見解から見えてくるのは、寄付者の心情を重視することが、ひい

ては寄付の促進につながるとの考えである。

上に引用した *Smithers* 判決の部分においても、寄付者の「名誉心」といったものが寄付の動機として理解されており、それを尊重することが、委託者の遺産管理人への当事者適格付与の根拠となっていた。また、モン・ローの法理を維持して公益信託の寄付者に当事者適格を認めなかったコネティカット州最高裁判決において、反対意見を述べた *McDonald* 裁判官 (*Berdon* 裁判官同調) は次のように述べている：

「・・・本判決は単に、寄付者の言葉を借りれば『寄付者を裏切り』、選ばれし司法長官がそれについて何もしない限りにおいて、罰を受けない受贈者というものを認めただけである。

本判決により、コネティカットの大学に対する寄付は促進されないだろう。なぜ、コネティカットという、約束を尊重する素晴らしい学校を多く有する州が、こうした悲惨な実務を後押しし、当州で教育機関に対する贈与に萎縮効果を持つような雰囲気醸成するのか、その理由が私には皆目見当が付かない<sup>(94)</sup>。」

また、公益信託の委託者に当事者適格を認める立場のリステイトメントも、こうした考え方を受け入れている。信託リステイトメント第3版は信託法のテキストから次のように引用している：

「委託者に自らの信託を執行する当事者適格を認めれば、そうした信託の設定を考えている委託者は、自らが設定した条件の遵守を主張することができるを知って、実際に信託の設定をこれまで以上に行うようになるであろう<sup>(95)</sup>。」

### C. 当事者適格拡大に対する慎重論

ここまで見てきたように、公益信託の委託

者は自らが行う寄付に条件を付すことができ、その条件が実行されることに利益を有するとされる。そしてその利益は、以前は認められなかったが、次第に当事者適格の基礎となる「具体的な利害」として認められるようになってきた。

また、これまで公益信託を執行する訴訟を提起する排他的権限があるとされてきた司法長官にはその執行活動の問題点が指摘され、その権限は排他的ではないとされるようになり、代わって執行への適切な関心を持つとされる委託者に、当事者適格が認められるようになってきたのであった。

### 1. 委託者への当事者適格付与に対する慎重な態度

こうした流れからすれば、当該公益信託に最も関心を有するであろう委託者（寄付者）には、常に全面的に当事者適格が認められても良いように思われる。委託者への当事者適格の付与は学説においても根強く主張されてきた<sup>(96)</sup>。

しかしながらアメリカでは、こうした寄付者の当事者適格の拡大に慎重な様子も見取ることができる。実際に現在においても、公益信託の委託者に当事者適格を認めていない法域さえある<sup>(97)</sup>。たとえばコネティカット州最高裁は、伝統的な判例法の立場を維持しており、権利を留保していない限り委託者に当事者適格は認められないとしている<sup>(98)</sup>。

また委託者の当事者適格を認める場合であっても、そこには一定の制約が課されることがある。たとえば、委託者に当事者適格を認める前提として、司法長官が執行活動をしなことが求められる場合も見られる<sup>(99)</sup>。ミズーリ州控訴裁判所は次のように述べている：

「[被上訴人]による条件違反について、司法長官が知らされていたことすら示す記録はないのである。[上訴人]は明らかに、この問題に関して司法長官の関与を得よう

としておらず、自らの利害に基づき直接に裁判所に持ち込んだのであった。司法長官が寄付者の利害を十分に代表しないときがあるのは確かであるが、本件でそうであると言うことは示されていないし、コモン・ローを拡張して[上訴人]に対し当事者適格を付与する理由も見当たらない<sup>(100)</sup>。」

さらに信託リステイトメント第3版も、権限の留保がない場合にも公益信託の委託者に当事者適格を認めているが、それに3つの条件を課している<sup>(101)</sup>。1つ目に、委託者に当事者適格が認められるのは、資金を公益目的とは異なった事柄に振り向けることを差し止め<sup>(102)</sup>、そうした信託違反に対して原状回復を図る場合のみである。これは、あまりにもひどい違反があるといった例外的な場合を除き、日々の運営に関する事柄には当事者適格は認められないことを意味する<sup>(103)</sup>。

条件の2つ目として同リステイトメントは、多くの寄付者がいる場合には、当該信託全体の資金に対して大口の寄付者1人のみが「特別の利害」を有するとしている。

そして3つ目の条件として、異なる定めがない限り、委託者の当事者適格は一身専属とする<sup>(104)</sup>。つまり、委託者の当事者適格は相続などにより承継されるものではないという<sup>(105)</sup>。実際、公益信託の委託者に当事者適格を認める判例においても、その範囲を委託者本人に限定する場合が見られる。公益信託に関して執行不足という問題があるのであれば、執行活動を行う人の範囲を拡大する方がそうした不足を補うことができるであろう。しかし、委託者自身には当事者適格を認めたととしても、それを超えて委託者の代理人や相続人、家族・親族などに当事者適格を拡大することに難色を示す判例も見られるのである<sup>(106)</sup>。

### 2. 委託者の当事者適格を制限する理由 では、なぜ公益信託の委託者に全面的かつ

無条件に当事者適格を認めることには慎重な立場が取られているのだろうか。先に述べたように、歴史的に公益信託に関する過小執行が問題となってきたのであれば、間口である当事者適格は広く確保しておいた方がよいようにも思われる。なぜ、違法行為が行われているか否かにかかわらず、門前払いをするような制限をかけ続けるのだろうか<sup>(107)</sup>。

元来、公益信託に関して当事者適格が制限されてきたのは、公益目的で提供された資源が浪費されることへの懸念からであった<sup>(108)</sup>。それが司法長官に限定されてきたのも、濫用的な訴訟が繰り返され、それによって資源が浪費されることを防ぐためであった<sup>(109)</sup>。1985年のニューヨーク州最上級裁判所の判決は次のように述べている：

「通常、公益信託または公益法人の受託者の行為について争う当事者適格は、司法長官に限定されている。それは、当該問題に有形の利害 (tangible stake) を有さず、適切な調査も行っていない無責任な当事者による嫌がらせ的な訴訟を防ぐためである<sup>(110)</sup>。」

当事者適格を制限することで、受託者を嫌がらせ訴訟から保護することができ<sup>(111)</sup>、ひいては“受益者”であるコミュニティの保護にも繋がると考えられたのである。

そして、司法長官の執行活動に対する問題が指摘されるようになった近年においても、依然として濫用的な訴訟による公益的資源の浪費という懸念から、委託者に当事者適格を認めることに慎重な立場が主張されている<sup>(112)</sup>。先に言及した事案で<sup>(113)</sup>、ニューヨーク州の上訴裁判所は次のように述べている：

「本件で、親戚にそれぞれの区画や墓に関する訴訟の提起を認めると、終わりなき訴訟を招き、実質的に信託財産を枯渇させることになる。したがって、問題となって

いる公益信託の執行は、司法長官に委ねるのが最も適当である。それは信託資産を、金銭を消耗させる多くの訴訟にさらすことがないようにするためであり、広範で曖昧な受益者を基礎として公益信託に対する多数の訴訟を開始するのを認めるような先例となるのを避けるためでもある<sup>(114)</sup>。」

また、上述した Smithers 判決において、反対意見を述べた Friedman 裁判官は次のように指摘する：

「当事者適格が一般的に司法長官に限定されていると判示するとき、裁判所は、限定された当事者適格が当該訴訟の結果に財産的利害 (tangible stake) を有しない当事者による『濫用的訴訟 (vexatious litigation)』から公益的組織を保護するために必要であると指摘してきた。多数意見は、Smithers 夫人の動機が利他的なものであるために (この点は私も賛同するが)、こうした懸念は彼女には当てはまらないと信じているが、我らの最上級裁判所が明確に述べてきた、限定された当事者適格ルールは予防的なものであって、その訴訟を開始した当事者の主観的な動機をケース・バイ・ケースに審査することを認めるものではない。むしろ、当事者の実際の利害に焦点をあてるものであり、本件では Smithers 夫人自身が認めたように、彼女は当該訴訟の結果として個人的に全くもって何も得るものはないのである<sup>(115)</sup>。」

### Ⅲ. 考察：公益信託の課題とは？

以上、アメリカにおける公益信託の執行に関する訴訟の当事者適格の展開について見てきた。本節では、こうした展開について考察を行った上で、そこから浮かび上がる公益信託の課題について、いくつか指摘を行う。

以上の公益信託における当事者適格の展開



から見えてきたのは、私的に所有される資産を如何に公益目的のための利用へと促すことができるか、そして一旦公益目的に提供された資産を如何に維持するか、という公益信託の課題であった。そしてその課題の中で、公益のために寄付をした者の“思い”に対する信頼と同時にそれへの懐疑がある中で、バランスを取ろうと揺れ動く様であった。

#### A. 公益信託の課題：「信頼ままならない世界」で公益への資産利用はどう促進すべきか？

##### 1. これまでのまとめ：公益信託に関する当事者適格の議論状況

委託者に当事者適格を認めようとする立場は、寄付の促進という目的から、それを認める議論をしていた。せっかく公益のために資産を提供しても、条件が守られない可能性があり、しかもそうした“裏切り”を知ったとしても自らに矯正する手立てがないとなれば、そもそもにおいて公益のために資産を提供しなくなってしまうのではないか。そうした考えから、委託者が安心して寄付を行えるように、寄付が完了した後でも委託者に公益信託の執行に対する関与を認めようとしていた。つまり、委託者への当事者適格の付与は、潜在的な寄付者が有する私的な富を、公益目的のために少しでも多く支出してもらうための1つの策としての側面があったのである。

一方で、委託者への当事者適格付与に慎重な立場は、濫訴による資源の浪費という観点からそれを主張していた。公益信託において当事者適格を限定してきた理由は、何の金銭的な利害もない者による嫌がらせ的な訴訟の抑止というものであった。せっかく公益のために提供された資産が、「濫訴」によって消耗し浪費される懸念から、そもそもにおいて訴訟を抑制すべく、それを提起できる人の範囲を限定しようとしてきたのである。こうした主張の前提には、金銭的な利害のない者は適切な調査もせず嫌がらせのための訴訟を提起する可能性が高いとの考えが見て取れ

る<sup>(116)</sup>。寄付をする者であっても、そうした訴訟を提起する可能性が高いとして、委託者やその承継人などに当事者適格を拡大していくことには慎重な態度が採られているのであった。つまり、こうした当事者適格の制限は、一旦公益目的で提供された資産を、その公益目的のために維持し有効活用していくためであったといえる。

##### 2. 信頼ままならない世界で信頼を確保するために

こうしたそれぞれの主張を見てくると、公益信託というまさに“信頼”を基礎にする世界において、一方でそれがままならないこととして理解されていることが見えてくる。信託はその始まりにおいて、「信頼して (in trust)」受託者に財産を譲渡することであった。一方で、受託者がその信頼を裏切ることへの対応が信託法の課題であった<sup>(117)</sup>。つまり、信頼ままならない世界において如何に信頼を維持・醸成していくか、それが信託法の課題なのである。

これは公益信託においても同様であった。委託者（寄付者）は公益目的のために、受託者を信頼して財産を譲渡する。しかしながら、受託者が寄付の条件に従った運用をしない場合があり、それへの対応が問題となるのである。

##### (i) 信頼ままならない司法長官

そこで、信頼を取り戻すために、受託者の裏切りに対する抑制を託されたのが司法長官であった。特定の受益者がいない公益信託において、司法長官は古くから受益者たる公の代表として、それを執行する訴訟を提起する権限を委ねられてきたのである。

しかし近年、その司法長官も信頼ままならないと考えられるようになってきた。司法長官は、特定の公益信託に対し、それを適切に執行する関心も資源も不足しているというのである。そのためモニタリング不足となり、

受託者の裏切りへの対応が不十分ともなりかねない。さらには、政治的なポジションにある司法長官は、当該公益信託の目的とは異なった“不純な動機”によって活動するかもしれない。

(ii) “思い”への信頼と信頼ままならない委託者

こうして、司法長官も信頼ままならないとして、公益信託に資産を提供した委託者（寄付者）に当事者適格が認められるようになったのである。公益のために寄付をした委託者は、自らの寄付が自らの意図に従って適切に利用されることに「期待」を持つであろう。そうした「期待」への信頼から、公益信託の委託者に当事者適格は付与されてきた。

しかしながら、その寄付者に対する信頼も、完全なる信頼というわけではなかった。伝統的に司法長官に当事者適格が限定されてきたのは、財産的な利害を持たない寄付者の“思い”に対する不信感からであった。寄付者が提起する訴訟は濫訴の可能性が高いとの警戒感が示されてきたのである。この懸念は、委託者の当事者適格が認められるようになってきた近年においても、消え去ってはいない。

(iii) 信頼ままならない裁判所の自己抑制

さらには、当事者適格の制約からは、訴訟という解決策に対しても完全なる信頼が寄せられているわけではないことも見えてきた。信託においては当初から、裁判所の後見的な役割が重要であった。現代においても、信託を監督するのは裁判所の役割である。公益信託においても、最終的な監督権限を持つのは裁判所である。訴訟の提起は、まさにそうした裁判所の目を当該信託に向けさせるという意味を持つ。そうであれば、実際に受託者の裏切りがあるかどうかを決定する裁判の胃口は広くとっておくべきようにも思われる。

しかしながら、アメリカでは当事者適格を拡大することにはなおも慎重な態度が示され

ている。訴訟は監督機能を果たす一方で、それには費用がかかる。そのため、訴訟に資源を使うことで、本来使うべき公益目的に資源を使えなくなってしまうかねない。こうしたジレンマの中で、アメリカでは当事者適格を限定することで、訴訟という問題解決手段を制限していたのである。これは、実際に裏切り行為があったとしても、それを矯正する手段を封じてしまう可能性をも持つ。それでも、訴訟への胃口を“予防的に”狭めていたのであった<sup>(118)</sup>。

(iv) チェック&バランス

このように見ると、公益信託における当事者適格の問題もまた、信頼ままならない世界において如何に信頼を維持・醸成していくかという問題に他ならない。そしてそこでは、司法長官や委託者、さらには裁判所といった“誰か”を絶対的に信頼するのではなく、いろいろな立場のアクターに道を開き、その抑制のもとにバランスを取ろうとしていることが見えてくる。公的な目的に提供される資源を増やし、一旦提供された資源をその目的のために維持・有効活用していくためには、誰にどれだけの関与を認め、どのような抑制と均衡を図ることが信頼に足るのか、それこそがここでの問題なのであった。

**B. “思い”と“公益”の関係：支配と慈善は両立するのか？**

信頼ままならない世界において信頼を取り戻そうと、公益信託における当事者適格は展開してきた。しかしながら、こうした展開の中で、果たして公益信託の意味というものとは一定だったのだろうか。言い換えれば、“公益信託観”というものが変化したのではないだろうか、という問いである。ここでは、当事者適格における寄付者の“思い”という視点から、公益信託観の変遷について考察する。

## 1. 「慈善」から「支配」へ

委託者の“思い”という視点から見た場合、伝統的な考えにおいては、委託者には“寛容さ”が求められていた。伝統的な公益信託においては、委託者には当事者適格が認められていなかったため、委託者が一旦財産の移転（つまりは寄付）を完了したならば、受託者が信託条項に反した運用を行っていても、自らそれを訴え出て矯正するという手段はなかった。つまり、ある“思い”から公益目的の寄付を行い、たとえその“思い”が実際には受託者によって尊重されなかったとしても、委託者はただ見ているしかなかった<sup>(119)</sup>。寄付は寄付であり、公益信託はまさに受託者への信頼に基づいた「無償の慈善」だったのである。

これに対して近年の傾向は、委託者による「支配」の強化であった<sup>(120)</sup>。委託者に寛容を求めるのではなく、委託者の寄付という“寛容さ”に対する“代償”として、委託者には自らによる公益信託の執行を認めたのである<sup>(121)</sup>。その前提には、委託者の支配強化が、寄付へのインセンティブを増すことで公益目的への資源の流れを促進し、そしてモニタリングの強化によって設定された公益目的での資源の活用が確保されるとの考えがあった。ここからは、委託者の受託者に対する信頼という旧来の公益信託観から、寄付者の“思い”への信頼という公益信託観への変遷を見ることができよう。

## 2. 公益信託観の変遷からの疑問

こうした公益信託観の変遷があったとすると、1つの疑問が湧く。それは、果たして“公益”と寄付者の“支配”は両立するのかという問題である。これは具体的に2つの疑問を提起することになる。

1つ目は、そもそも“支配”の強化は寄付を促進するのかという疑問である。委託者の当事者適格を拡大する主張は、寄付へのインセンティブとして寄付者の“思い”の強さを

利用しようというものであった。つまりその前提には、寄付者の支配強化により、寄付が促進されるとの考えがある。

しかし、果たしてそれはそうなのかという疑問である。慈善であるからこそ寄付がなされるのであり、“支配”の強化はむしろ、公益目的の寄付を減じることにはならないのだろうか<sup>(122)</sup>。これは、実証的な検討課題でもある。そしてこれはさらに、「人はなぜ寄付をするのか？」という根源的な問いへも繋がっていくだろう<sup>(123)</sup>。

2つ目の問題として、“支配”の強化は、“公益”を達成するのかという疑問である。委託者への当事者適格の付与は、寄付者の支配によって寄付へのインセンティブが高まり“公益”に流入する資源が増え、そしてモニタリングの強化により“公益”目的での資源の利用が確保されるとの前提に立っている。しかしながら、果たして寄付者の強い“思い”は“公益”を達成するのかという問題がある<sup>(124)</sup>。

これは言い換えれば、寄付者の“思い”は、時に“公益”から離れる可能性はないのだろうかという疑問である。委託者への当事者適格付与において主張されていた、司法長官が必ずしも“公益”を実現しないという問題と同様、寄付者に強い思い入れがある場合に、その寄付者の指示や監督が、必ずしも“公益”とは合致しない可能性もあるのではないだろうか<sup>(125)</sup>。たとえば、世界的な名画の数々の寄付にあたり、寄付者が事細かに定めた“独自の”教育哲学に基づく美術教育のためだけにそれを利用可能とし、広く一般への公開を禁じていたとする<sup>(126)</sup>。もちろん、こうした制約があっても公益信託の文脈での“公益”ということもできるだろう。しかし、世界的な名画の数々を多くの人が見る機会を奪いかねない条件は、もっと大きな意味での“公益”とはいえないという議論も成り立ちうるのではないだろうか。もしそうであるならば、委託者の支配を強めることが常に“公益”に合致すると言えるのか、議論の余地のあると

ころのようにも思われるのである。

この問題は結局のところ、一体“公益”とは何か、そしてそれは誰が決めるのか、という究極の問題へとつながっていく。公益信託の当事者適格の問題は、「私的」に所有されている富を「公的」目的に利用しようという、微妙なバランスの上に成り立つ制度の難しい局面が顔を出す場面なのである。

### C. 公益信託における寄付者と受託者の関係性：契約的理解に対する疑問

寄付の代償として委託者に支配権を付与する考え方には、それまでの信頼を基礎とした公益信託観から、当事者双方の自己利益の追及という契約的な公益信託観への転換を見て取ることもできるだろう。実際に、委託者への当事者適格付与は、信託を契約的に理解する主張と符合する流れでもある<sup>(127)</sup>。

しかしながら、もしも委託者と受託者の関係を契約的に捉えるならば、その契約が効率的になる前提条件として、当事者間の対等性が必要となるように思われる。情報や使える資源に関して当事者間に非対称性があれば、当事者間で「自由に」交渉して締結された契約は効率的にならない可能性がある。だからこそ、消費者契約のように当事者間の自由に委ねられない領域が正当化される。そう考えると、公益信託を契約的に捉え寄付者の支配を強化するにあたって、委託者と受託者の間にこうした非対称性がないかという問題が出てくるだろう。

冒頭で取り上げた、日本における公益信託の改正を例に考えてみよう。委託者が美術館や博物館を受託者として、美術品などを信託することが想定されていた<sup>(128)</sup>。委託者は、資源に乏しく自らでは管理できないために所有する美術品を信託したいと考える場合もあるだろうが、一方で資産に余裕があり節税目的などで寄付をしたいと考える場合もあるかもしれない。しかしながら、今日の我が国の多くの美術館や博物館は、人的にも資源的に

も脆弱であり、その不足に苦悩しているという現状がある<sup>(129)</sup>。

そういった現状を考えると、こうした信託においては、委託者の方が強い立場にあり、他方で受託者となる美術館や博物館は非常に弱い立場にあるとも言える。美術館や博物館は委託者の“思い”に応えたくとも資源不足から必ずしもその“思い”に応えきれない場合も出てくるであろう。そうした状況下では、委託者の支配強化はかえって非効率な資源の利用を促すことにもなりかねないのではないだろうか。こうした委託者と受託者の非対称性が顕著な場合には、委託者による支配強化は必ずしも完全なる形で与えられるべきではないようにも思われるのである。

### おわりに

以上、アメリカの公益信託において、委託者の“思い”はどのように扱われてきたのか、当事者適格という文脈から分析を行ってきた。そこでは、行政であれ受託者（専門家）であれ、果ては裁判所であれ、どれか1つを絶対的に信頼するのではなく、寄付者の“思い”も利用しながら、信託違反の抑制を図ろうとする現状が見えてきた。如何にバランスを取るかは経験を通して徐々に調整していくことが求められるけれども、こうした抑制と均衡による分散的な制御メカニズムの必要性が示されていた。

しかし、寄付者の当事者適格を認めるようになってきたアメリカにおいても、寄付者の“思い”に対しては依然として警戒感が示されている。寄付者の熱い“思い”は時として害になりうるというのが、彼の国の経験なのである。

日本では美術品を信託財産とすることが検討されているが、現状において我が国の美術館や博物館は、人的にも資源的にも脆弱で厳しい状況にあると言われる。その中で、寄付者の熱い“思い”を保護することで美術品の



展示が促進される可能性はある一方、過度に信頼すれば、かえって美術館の閉鎖など美術品の普及を妨げることにもなりかねないのではないだろうか。そうであれば、寄付者の“思い”には多少の“寛容”を願う必要もあるだろう。

#### 【注】

(1) したがって、本稿では公益目的に信託財産を譲渡することを寄付 (donation) や贈与 (gift) ということがある。また、公益信託の委託者を寄付者 (donor) と呼ぶ場合もある。これらは基本的に交換可能な用語として取り扱っていく。

(2) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS [hereinafter RESTATEMENT 3D] §28 general cmt a (2003) : 松元暢子「公益組織に対して用途を指定して行われた寄付の法的性質と用途の変更」『現代の信託法 アメリカと日本』259-60頁 (弘文堂 2018年)。

(3) たとえば、日本経済新聞電子版2017年12月12日「美術品や歴史建造物、公益信託で管理しやすく 法制審試案」; 朝日新聞2018年12月19日夕刊10頁「公益信託、不動産・美術品に拡大」。

(4) 商事法務編『公益信託法の見直しに関する中間試案』別冊 NBL No.164, 5 & 60-62頁 (2018年) (以下、中間試案)。

(5) 非営利法人に対する寄付者の当事者適格に関する邦語の先行研究として、松元暢子『非営利法人の役員の信認義務: 営利法人の役員の信認義務との比較考察』390-393頁 (商事法務 2014年) がある。

(6) 公益非営利組織リステイトメント草案によれば、公益団体は、非営利法人 (nonprofit corporation)、権利能力なき社 団 (unincorporated association)、その他の法形式によって設立されうるといい、公益信託もその1つの形式とされる。RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS [hereinafter CNO] §1.02

(Tentative Draft No.1 2016)。また、同リステイトメント草案は、公益団体の運営などにつき、それを規律する主な法源は、法形式にかかわらず公益信託法であると指摘している。Id. at §1.02 cmt d. そのため、公益信託に関する法を分析する本稿では、同リステイトメント草案も分析の対象とする。

(7) 信託の基本構造については、樋口範雄『アメリカ信託法ノート I・II』(弘文堂 2000・2003年); 樋口範雄『入門 信託と信託法 [第2版]』(弘文堂 2014年) (以下、樋口入門); 岩田太他『基礎から学べるアメリカ法』「第6章 信託法 (板持研吾執筆)」(弘文堂 2020年) 等を参照した。

(8) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS [hereinafter RESTATEMENT 2D] §2 (1959)。

(9) 基本として信託は、3つの要素から成っている: ①信託財産を保持し、他者の利益のためにそれを処理する受託者 (trustee)、②受託者が信託財産をその人の利益のために処理するというエクイティ上の義務を負っている対象たる受益者 (beneficiary)、そして③受益者のために受託者が保持する信託財産 (trust property) である。Id. at §2 cmt. h.

(10) RESTATEMENT 2D §3; RESTATEMENT 3D §3.

(11) 信託法に関しては、ほとんどの規定は任意規定であるとされ、信託条項が優先される。Id. at §4 cmt. a (1)。

(12) 岩田他、前掲註7、102-105頁。

(13) RESTATEMENT 2D §17.

(14) 歴史的には、エクイティ上の利益は大法官裁判所において発展してきたものであり、その一方でコモン・ロー上の利益はコモン・ロー裁判所において発展してきたものである。Id. at §2 cmt. f.

(15) Id.

(16) Id. at §348 cmt. a.

(17) Id. at §112. ただし、確定可能であればよく、まだ生まれていない子どものように、

信託設定時に存在していなくてもよい。*Id.*  
at §2 cmt. j.

(18) *Id.* at §364 & §348 cmt. a.

(19) *Id.*

(20) *Id.* at §364 cmt. a.

(21) *Id.* at §59.

(22) RESTATEMENT 3D §29.

(23) *Id.* at §28. ここで公益目的とされる事柄については、4世紀以上前のイングランドにおける1601年公益ユース法 (Statute of Charitable Uses) に遡ると言われる。*Id.* at §28 cmt. a.

(24) *Id.*

(25) *Id.*

(26) なお、条件付き贈与との違いについて、ある判例は次のように述べている：「第1に、条件付き贈与の譲受人は、当該財産に対してコモン・ロー上及びエクイティ上の権原の両方を受け取る。譲渡人が課した条件に譲受人が違反しない限り、そしてそれに違反するまで、譲受人は絶対的単純不動産権を有する者 (owner in fee simple absolute) と同じ立場にある。第2に、(条件付き贈与の) 譲受人は、執行可能な義務を負わない。条件違反は、結果として譲受人の利益の終了となりうるが、譲受人は損害賠償訴訟や当該条件を執行する訴訟の対象とはならない。」*L.B. Research & Education Foundation v. UCLA Foundation*, 130 Cal. App. 4th 171, 176 (Cal. Ct. App. 2005).

(27) こうした条件が実現不可能になった場合であっても、委託者がより一般的な公益目的での利用を表明していた場合には、信託は失効とならず、裁判所はシープレー法理により、その一般的な公益目的の範囲内で他の公益目的での利用を指示することになる。RESTATEMENT 2D §413 cmt. a.

(28) *Id.*

(29) 樋口入門、前掲註7、46-50頁参照。

(30) 執行府は州司法長官を通じ、公益団体

から報告を受けるなど、裁判所よりも日常的な関係を持つことが多いとされる。しかし、以下で見るように、司法長官が究極的に持つ権限は、裁判所に執行のための訴訟を提起することである。公益信託に関しても、その執行に関して受託者と司法長官の間で合意が成立していたとしても、裁判所はそれに拘束されるわけではない。CNO §5.01 cmt. (b) 1 (Tentative Draft No.2 2017) & §5.02 cmt. a (Tentative Draft No.3 2019).

(31) シープレー (cy pres) とは、信託財産が特定の公益目的のために提供されていたがそれが実現不可能になった場合において、委託者がより一般的な公益目的を表明していたときには、裁判所がその一般的な目的の範囲内にある近似の公益目的に当該財産を使うよう指示を行う手続である。RESTATEMENT 2D §399.

(32) 逸脱 (deviation) は、信託条項に従うことが不可能になった場合や、委託者が予期しなかった事柄によって信託条項に従うことが当該信託の目的達成を阻害するような場合に、裁判所が受託者に対し当該信託条項からの逸脱を許可する手続である。*Id.* at §381.

(33) CNO §5.02 cmt. a.

(34) *Id.*

(35) 公益信託の執行のためには訴訟を提起することが求められるとされるが、それは受託者の会計報告といった手続を通じて、裁判所が自らの権限により受託者に対して当該信託の下で有する義務を果たすよう矯正することを妨げるものではないとされる。RESTATEMENT 3D §94 general cmt. a (1) (2012).

(36) *Holt v. College of Osteopathic Physicians & Surgeons*, 394 P.2d 932, 935 (Cal. 1964).

(37) 以下、連邦の当事者適格に関する記述は、高橋脩一「第4章 当事者適格」『アメ

- リカの憲法訴訟手続』151頁（成文堂 2020年）による。
- (38) 連邦の場合、当事者適格は本案に先だって審理されるべき前提問題とされ、それが満たされなければ、連邦裁判所の司法権行使の前提が失われるので、裁判所はその事案に管轄権を及ぼすことができない。どんなに重要な問題が提起されていても、当事者適格が満たされない限りは本案の審理は許されず、簡便のためにその判断を先送りすることもできない。Steel Co. v. Citizen for a Better Environment, 523 U.S. 83 (1998) ; Hollingsworth v. Perry, 133 S. Ct. 2652, 2661 (2013).
- (39) Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 555, 560 (1992).
- (40) Saratoga County Chamber of Commerce v. Pataki, 798 N.E.2d 1047, 1052 (N.Y. 2003)（当該判決でニューヨーク州最上級裁判所は、「当事者は真正な争訟において真に利害 (stake) となる何かを有していることが求められる」とした。「当事者適格は、裁判所が抽象的であったり推測的であったりする損害から現実の損害を、さらには司法で学問的な探究をする者や曖昧な請求を行う者から真に侵害を受けた者を、より分ける助けとなる」とする）。
- (41) Lucker v. Bayside Cemetery, 114 A.D.3d 162, 169 (N.Y. App. Div. 2013).
- (42) O'Hara v. Grand Lodge of Independent Order of Good Templars, 2 P.2d 21, 24 (Cal. 1931) (quoting Clarke v. Oliver, 22 S.E. 175, 176) ; see also Robert H. Sitkoff, *An Agency Costs Theory of Trust Law*, 89 CORNELL L. REV. 621, 666 (2004).
- (43) Greenway v. Irvine's Trustee, 131 S.W. 2d 705, 708-09 (Ky. Ct. App. 1939)（「自らの財産的利害 (property interest)、または当該信託の受益者としての利害を示すことができない場合、その者は信託の無効を求める訴訟を維持したり、信託の執行を命令したりすることはできないというのが、一般的な法である」）。
- (44) RESTATEMENT 2D §200.
- (45) RESTATEMENT 3D §94 (1).
- (46) *Id.* at §94 cmt. d (2).
- (47) Lucker v. Bayside Cemetery, 114 A.D.3d 162, 169 (N.Y. App. Div. 2013).
- (48) CNO §5.01 cmt. a. 先に述べたように、信託において最終的に監督的役割を果たすのは裁判所であり、司法長官の役割はあくまでも裁判所の関心を得るために訴訟を提起することに限定される。
- (49) *Id.*
- (50) *Id.* at §5.01 cmt. b (2) & §6.03 cmt. b (3) (A) (Tentative Draft No.2 2017). ただし、こうした司法長官の権限も、日常的な事柄には及ばないとされる。See Mary Grace Blasko, et. al., *Standing to Sue in the Charitable Sector*, 28 U.S.F. L. REV. 37, 47 (1993).
- (51) Holt v. College of Osteopathic Physicians & Surgeons, 394 P.2d 932, 935 (Cal. 1964) ; L.B. Research & Education Foundation v. UCLA Foundation, 130 Cal. App. 4th 171, 181 (Cal. Ct. App. 2005) ; Klein v. Anaheim Memorial Hospital Association, 2009 Cal. App. Unpub. LEXIS 8072 (Cal. Ct. App. 2009).
- (52) しかしながら公益信託であっても、受益者が程度限定されている場合もある。そういう場合には、その限定された範囲内の人に「特別な利害関係を持つ者」として当事者適格が認められることがある。RESTATEMENT 3D §94 cmt. g (1).
- (53) See Sitkoff, *supra* note 42, at 668.
- (54) CNO §5.01 cmt. a.
- (55) E.g., Wilson v. Dallas, 743 S.E.2d 746, 757 (S.C. 2013)（「司法長官は特定されていない公益的受益者を代理する義務を有する」）。
- (56) Hardt v. Vitae Foundation, Inc., 302

- S.W.3d 133, 137 (Mo. Ct. App. 2009).
- (57) *Alco Gravure v. Knapp Foundation*, 479 N.E.2d 752, 755 (N.Y. 1985) ; *Lucker v. Bayside Cemetery*, 114 A.D.3d 162, 169 (N.Y. App. Div. 2013).
- (58) 信託リステイトメント第3版も、ほとんど同じ記述をしている。RESTATEMENT 3D §94 cmt. e.
- (59) *Carl J. Herzog Foundation v. University of Bridgeport*, 699 A.2d 995, 998 (Conn. 1997).
- (60) *Hardt v. Vitae Foundation, Inc.*, 302 S.W.3d 133, 137 (Mo. Ct. App. 2009).
- (61) *Siebach v. Brigham Young University*, 361 P.3d 130, 135 (Utah Ct. App. 2015).
- (62) 302 S.W.3d 133, 137 (Mo. Ct. App. 2009) ; 361 P.3d 130, 135 (Utah Ct. App. 2015).
- (63) *Holt v. College of Osteopathic Physicians & Surgeons*, 394 P.2d 932, 935 (Cal. 1964) (「一般的な公共の利益に加え、自らの寄付について一定の公益目的のために使われるよう指示を行った寄付者の利益がある。世間一般は数ある公益目的から利益を受けるけれども、公益的寄付は信託として受領された目的のためにのみ使われねばならない」) ; *In re WCAL Charitable Trust*, 2009 WL 6767286, at 7 (2009) (「世間一般の利益に加えて、寄付が一定の公益目的のために利用されることを指示した寄付者の利益もある。世間一般は、数ある公益目的から利益を得るかもしれないが、公益的寄付は、信託された目的のためにのみ利用されなければならない」).
- (64) *Lefkowitz v. Lebensfeld*, 68 A.D.2d 488, 495-96 (N.Y. App. Div. 1979).
- (65) 302 S.W.3d 133, 137 (Mo. Ct. App. 2009) ; 361 P.3d 130, 135 (Utah Ct. App. 2015).
- (66) *Amundson v. Kletzing-McLaughlin Memorial Foundation College*, 73 N.W. 2d 114, 117 (Iowa 1955).
- (67) *Holt v. College of Osteopathic Physicians & Surgeons*, 394 P.2d 932, 934-35 (Cal. 1964) ; *Patton v. Sherwood*, 152 Cal. App. 4th 339, 343 (Cal. Ct. App. 2007) ; *L.B. Research & Education Foundation v. UCLA Foundation*, 130 Cal. App. 4th 171, 180 (Cal. Ct. App. 2005). RESTATEMENT 3D §94 Reporter's Note cmt. e.
- (68) *See, e.g., Blasko, et. al., supra* note 50, at 38-39; Iris J. Goodwin, *Donor Standing to Enforce Charitable Gifts: Civil Society vs. Donor Empowerment*, 58 Vand. L. REV. 1093, 1138 (2005) ; *see also* Restatement 3D §94 Reporter's Note cmt. g.
- (69) CNO §6.03 cmt. a.
- (70) RESTATEMENT 3D §94 cmt. g & Reporter's Note cmt. g (3) ; *Holt v. College of Osteopathic Physicians & Surgeons*, 394 P.2d 932, 935 (Cal. 1964) (「司法長官には多くの役割があるので、重大な公的損害が生じる場合を除いて、訴訟を開始するのは多大な負担となりやすいだろう」).
- (71) *See, e.g., Marion R. Fremont-Smith, The Search for Greater Accountability of Nonprofit Organizations: Recent Legal Developments and Proposals for Change*, 76 FORDHAM L. REV. 609, 622 (2007).
- (72) *See, e.g., James J. Fishman, Improving Charitable Accountability*, 62 Md. L. REV. 218, 262-63 (2003).
- (73) *See* Jonathan Klick & Robert H. Sitkoff, *Agency Costs, Charitable Trusts, and Corporate Control: Evidence from Hershey's Kiss-Off*, 108 COLUM. L. REV. 749, 817-18 (2008) ; Evelyn Brody, *Whose Public? Parochialism and Paternalism in State Charity Law Enforcement*, 79 IND. L.J. 937, 947-50 (2004) ; Goodwin, *supra* note 68, at 1139.
- (74) これは、ペンシルヴァニア州ハーシー



- という企業都市で、Hershey Trust と呼ばれる公益信託に起こったエピソードを参考にした架空の例である。Hershey Trust については、*see, e.g., Brody, supra* note 73, at 985-99; 松元、前掲註5、366-67頁。
- (75) 司法長官の権限は排他的ではないとされたが、否定されたわけではない。当事者適格を認められるようになった者と並行して、依然として権限を有する。信託リステイトメント第3版は、司法長官以外の者による訴訟について、司法長官を当事者として加える必要性を述べる。RESTATEMENT 3D §94 cmt. e. また非営利組織リステイトメント草案は、私人に当事者適格が認められる前提として、司法長官への事前の通知を要求している。CNO §6.03 (b) (3).
- (76) *E.g., Hooker v. Edes Home*, 579 A.2d 608, 612 (D.C. 1990) ; CNO§6.05 (Tentative Draft No.2 2017).
- (77) RESTATEMENT 3D §94 (2).
- (78) *E.g., Carl J. Herzog Foundation v. University of Bridgeport*, 699 A.2d 995, 998 (Conn. 1997).
- (79) RESTATEMENT 3D §94 cmt. g (2).
- (80) CNO §6.03 cmt. b (1).
- (81) *Hardt v. Vitae Foundation, Inc.*, 302 S.W.3d 133, 137 (Mo. Ct. App. 2009) (「寄付者が明示的に解除条件のもとで公益的贈与を行っていた場合には、このルール [コモン・ローにおいて司法長官のみが公益的贈与の条件を執行する当事者適格を有するというルール：筆者註] に対する例外が存在していた。こうした事案では、特定された行為を公益信託や公益法人が怠った場合、当該寄付は寄付者または指定された第三者に復帰することになる。そうした贈与の寄付者は、当該贈与に課せられた条件を執行する当事者適格を有していた。なぜなら、寄付者は当該財産に利害を保持していたからである」) ; *Carl J. Herzog Foundation v. University of Bridgeport*, 699 A.2d 995, 998 (Conn. 1997) (「寄付者自身は、財産の物理的支配を放棄した後は、復帰権のような当該財産をコントロールする特別の権利を保持していないのであれば、自らの贈与の条件を執行する当事者適格を有さない」).
- (82) RESTATEMENT 3D §94 cmt. g (3).
- (83) CNO §6.03 cmt. a.
- (84) こうした州の大半は、統一信託法典 (Uniform Trust Code) §405 (c) (「とりわけ公益信託の設定者は、当該信託の執行を行う手続 (proceeding) を維持することができる」) や、それと似た文言を使った法律を制定することで、寄付者の当事者適格を認めているという。CNO §6.03 cmt. b (3) (A).
- (85) Or. Rev. Stat. §130.170 (3).
- (86) Iowa Code §633A.5106.
- (87) こうした寄付者の当事者適格が正当化されてきた理由については、CNO §6.03 cmt. a.
- (88) *Smithers v. St. Luke's-Roosevelt Hosp. Ctr.*, 281 A.D.2d 127, 139 (N.Y. App. Div. 2001) ; *see also Sitkoff, supra* note 42, at 668.
- (89) 信託法リステイトメント第3版は、寄付者への当事者適格の付与を「寛大さへの小さな代償」と表現している：「イングランド及び合衆国において、歴史的に公益信託の執行が過小であったことを前提とすると、設定者に自らの信託の執行を認めることは、適切な方向への歩みであり、委託者の寛大さに対して支払うべき小さな代償であろう。」RESTATEMENT 3D§94 cmt. (g) (3).
- (90) *Smithers v. St. Luke's-Roosevelt Hosp. Ctr.*, 281 A.D.2d 127, 140 (N.Y. App. Div. 2001) ; CNO §6.03 Reporter's Note cmt. a at para 4.
- (91) 信託リステイトメント第3版は信託法のテキストから次のように引用している：「特別の利害を有する者に公益信託の執行

- を認める要件の根底には繰り返しあるいは嫌がらせ的な訴訟のリスクがあり、それは委託者に関する限りとても低いと思われる。」RESTATEMENT 3D §94 Reporter's Note cmt. g (3) (quoting AUSTIN W. SCOTT, WILLIAM F. FRATCHER & MARK L. ASCHER, SCOTT AND ASCHER ON TRUSTS §37.3.10 (pp. 2450-2452) (5th ed. 2008)).
- (92) RESTATEMENT 3D §94 Reporter's Note cmt. g (3) (citing J. Gaubatz, *Grantor Enforcement of Trusts: Standing in One Private Law Setting*, 62 N.C. L. REV. 905, 921-924 (1984)).
- (93) 281 A.D.2d 127, 140 (N.Y. App. Div. 2001).
- (94) Carl J. Herzog Foundation v. University of Bridgeport, 699 A.2d 995, 1002 (Conn. 1997) (McDonald, J., dissenting).
- (95) RESTATEMENT 3D §94 Reporter's Note cmt. (g) (3) (quoting SCOTT, FRATCHER & ASCHER, SCOTT AND ASCHER ON TRUSTS, *supra* note 91 §37.3.10 (pp. 2450-2452)).
- (96) RESTATEMENT 3D §94 Reporter's Note cmt. g (3) ; CNO §6.03 Reporter's Note cmt. (b) (1) at para 11 (citing John H. Langbein, *The Contractarian Basis of the Law of Trusts*, 105 YALE L.J. 625, 664 (1995) ; Sitkoff, *supra* note 42, at 668-69; Lisa Loftin, *Protecting the Charitable Investor: A Rationale for Donor Enforcement of Restricted Gifts*, 8 B.U. PUB. INT. L.J. 361 (1999) ; Edward C. Halbach, Jr., *Standing to Enforce Trusts: Renewing and Expanding Professor Gaubatz's 1984 Discussion of Settlor Enforcement*, 62 U. MIAMI L. REV. 713, 733 (2008) ; Joshua C. Tate, *Should Charitable Trust Enforcement Right Be Assignable?*, 85 CHI.-KENT L. REV. 1045 (2010)).
- (97) CNO §6.03 Reporter's Note cmt. b (3) (A) at para 25.
- (98) Carl J. Herzog Foundation, Inc. v. Univ. of Bridgeport, 699 A.2d 995 (1997).
- (99) CNO §6.05 (a).
- (100) Hardt v. Vitae Found. Inc., 302 S.W.3d 133, 139-40 (Mo. Ct. App. 2009).
- (101) RESTATEMENT 3D §94 cmt. g (3).
- (102) ただし、シープレーによる認可等があれば問題は無い。Id.
- (103) CNO §6.03 cmt. b (3) (A).
- (104) ただし、無能力となった委託者の個人的受任者及び、合理的な遺産管理期間における被相続人である委託者の個人的な代理人は行使可能とする。RESTATEMENT 3D §94 cmt. g (3).
- (105) CNO §6.03 cmt. b (3) (A).
- (106) Lucker v. Bayside Cemetery, 114 A.D.3d 162 (N.Y. App. Div. 2013) (共同墓地が破損した場合の永代供養義務の執行に関する事案。ニューヨーク州において墓の永代供養を目的とした信託は公益目的の信託とされ、公益信託に関する法が適用される。本件でニューヨーク州裁判所は、墓地に埋葬されている者の親戚には当事者適格を認めなかったが、永代供養に関する直接の契約者には当事者適格を認めた) ; Rettek v. Ellis Hosp., 2009 U.S. Dist. Lexis 1607 at 10 (N.D.N.Y. 2009).
- (107) 非営利組織リステイトメント草案は委託者に当事者適格を認める前提として、「裁判所が、当該訴訟がその公益団体にとってその目的の点から最善の利益であると決定した場合」という条件をつけている。CNO §6.03 (c). しかし、重要な問題かどうかを決めるには事案の中身に立ち入る必要があり、これはカテゴリカルに一定の当事者を門前払いする「予防的な」当事者適格法理と整合的ではない。See *supra* note 115.
- (108) CNO §6.03 cmt. a.
- (109) Hooker v. Edes Home, 579 A.2d 608, 612 (D.C. 1990) (「主に、公職者に排他的

- 権限を付与する理由は、利益を受ける範囲がとて大きく常に変動する集団のメンバーの一部であり、そこに司法による確知可能な利益を設定するのが本質的に不可能なことに由来する。さらには、信託から付随的に利益を受ける可能性のある多くの個人全員に訴訟原因を認めることに起因する、嫌がらせ訴訟という信託財産及び受託者に対して繰り返される重荷に由来するのである」).
- (110) *Alco Gravure v. Knapp Found.*, 479 N.E.2d 752, 756 (N.Y. 1985).
- (111) *Klein v. Anaheim Memorial Hospital Association*, 2009 Cal. App. Unpub. LEXIS 8072 (Cal. Ct. App. 4th 2009) (「司法長官に当事者適格を付与することは、公益信託を嫌がらせ訴訟から保護することにもなる。当事者適格へのこうした制約は、利益を受ける世間一般という、大きく、変化し、さらには不確定な集団による、不適切な調査に基づく嫌がらせ訴訟から、受託者を守る必要から生じたものである。このような理由から、公益信託の寄付者及び受益者は、通常当該信託を執行する当事者適格を有していないとされる (引用等省略)」).
- (112) 濫用的訴訟の懸念以外にも、司法長官以外の者に当事者適格を認めることが、違法行為を如何に処分するかを決定する司法長官の裁量権への干渉になるとの主張もなされている。*Smithers v. St. Luke's-Roosevelt Hosp. Ctr.*, 281 A.D.2d 127, 149-50 (N.Y. App. Div. 2001) (Friedman, J., dissenting).
- (113) *See supra* note 106 (本件は共同墓地の永代供養義務に関する事案である。そのため、墓やその区画が問題となっていた).
- (114) *Lucker v. Bayside Cemetery*, 114 A.D.3d 162, 171 (N.Y. App. Div. 2013).
- (115) 281 A.D.2d 127, 145 (N.Y. App. Div. 2001) (Friedman, J., dissenting)..
- (116) 上述したように、当事者適格は司法権行使の前提問題であり、訴訟の本案とは切り離されて審理されるものである。つまり、たとえ重大な違法行為が行われていたとしても、当事者適格が認められない者による訴訟は本案審理へと進むことができないのである。公益信託の委託者に当事者適格を認めないとの考えは、特定の訴訟を提起している委託者が実際に濫訴を提起しているのかどうかとは関係なく一律にその種の訴訟を排斥するのであるから、その前提には委託者による訴訟には濫訴が多いとの認識があるといえるだろう。
- (117) 樋口入門、前掲註7、46-50頁。
- (118) 281 A.D.2d 127, 145 (N.Y. App. Div. 2001) (Friedman, J., dissenting) (「我らの最上級裁判所が明確に述べてきた限定された当事者適格ルールは予防的なものであって、その訴訟を開始した当事者の主観的な動機をケース・バイ・ケースに調査することを認めるものではない」).
- (119) *Id.* at 146 (quoting UMIFA §7 cmt. 7AULA [part II] 504 [1999]) (「寄付者は、(贈与の) 制限を執行する権利も、当該資金に対する利害も、当該資金による慈善行為を受ける受益者を変更する権限も持たない。寄付者はただ、すでに有効となっている制限が緩和されるのを黙認することしかできないのである」).
- (120) *Hardt v. Vitae Found. Inc.*, 302 S.W.3d 133, 137 (Mo. Ct. App. 2009) (「最近の法の流れとしては、寄付者に対し、自らが行った公益的贈与の条件の執行に関してより多くのコントロールを認めるというものである」). 溜箭将之「委託者による信託支配—英米比較」『現代の信託法 アメリカと日本』1頁(弘文堂2018年)参考。
- (121) RESTATEMENT 3D §94 Reporter's Note cmt. (g) 3 (citing SCOTT, FRATCHER & ASCHER, SCOTT AND ASCHER ON TRUSTS, *supra* note 91§37.3.10 (pp. 2450-2452) (「イギリス及び合衆国において、歴史的に

- 公益信託の執行が過少であったことを考えれば、委託者に自らの信託の執行を許容することは適切な方向に進んでいるといえ、委託者の寛容さに対して支払うべきわずかな代償といえるであろう」).
- (122) Cf. Reid Kress Weisbord & Peter DeScioli, *The Effects of Donor Standing on Philanthropy Insights from the Psychology of Gift-Giving*, 45 GONZ. L. REV. 225 (2009/2010) ; CNO §6.03 Reporter's Note cmt. (b) (1) at para 12.
- (123) アメリカでは、公益信託には税制の優遇措置がある。人は、自己利益になるから寄付をするのだろうか。それとも、利他的な行為であるからこそ、寄付をするのだろうか。
- (124) See Weisbord & DeScioli, *supra* note 122 at 243-44.
- (125) Cf. *Smithers v. St. Luke's-Roosevelt Hosp. Ctr.*, 281 A.D.2d 127, 140 (N.Y. App. Div. 2001). (「贈与の条件を執行するのに司法長官が有する利害は、必ずしも寄付者のそれと一致するわけではない」).
- (126) この例は、Barnes 財団のエピソードをモチーフとした架空の例である。寄付者の意図に必ずしも合致しないようなシープレー法理による逸脱の許可は、ある意味では寄付者の“思い”が“公益”とは異なる可能性があることを示唆するようにも思われる。Barnes 財団については、*see, e.g.*, Chris Abbinante, Comment, *Protecting “Donor Intent” in Charitable Foundations: Wayward Trusteeship and the Barnes Foundation*, 145 U. PA. L. REV. 665 (1997) ; NEIL L. RUDENSTINE, THE HOUSE OF BARNES: THE MAN, THE COLLECTION, THE CONTROVERSY (AMERICAN PHILOSOPHICAL SOCIETY 2012).
- (127) See, e.g., Evelyn Brody, *From the Dead Hand to the Living Dead: The Conundrum of Charitable-Donor Standing*, 41 GA. L. REV. 1183, 1223-30 (2007) ; *see also* CNO§6.03 Reporter's note cmt. (b) (2) para 17-20 (citing Ronald Chester, *Grantor Standing to Enforce Charitable Transfers Under Section 405 (c) of the Uniform Trust Code and Related Law: How Important Is It and How Extensive Should It Be?*, 37 REAL PROP. PROB. & TR. J. 611 (2003) : Langbein, *supra* note 96, at 664). 信託を契約的に理解する「ラングバイン説」については、樋口範雄『フィデューシャリー [信託] の時代：信託と契約』71-120頁(有斐閣 1999年) 参照。
- (128) こうした前提には、美術品の管理費用については、美術館がその美術品の展示などによって「稼ぐ」ことが考えられているのかもしれない(「美術館内でのミュージアムショップ、カフェの営業」が、当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務に含まれている。中間試案、前掲註4、60頁)。こうした考えの問題点については、岩城卓二・高木博志『博物館と文化財の危機』(人文書院 2020年) 参照。
- (129) 辻秀人編『博物館危機の時代』(雄山閣 2012年) ; 日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」(2017年7月20日) ; 日本学術会議「声明 博物館の危機をのりこえるために」(2007年5月24日)。

(たかはし・しゅういち)